

第二十八回国会 大蔵委員会議録 第二十九号

(三二二)

昭和三十三年三月二十日(木曜日)
午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 足鹿 覚君

理事大平 正芳君 理事黒金 泰美君

理事高見 三郎君 理事藤枝 泉介君

理事平岡忠次郎君

井出一太郎君 奥村又十郎君

川野 芳滿君 吉川 久衛君

小泉 純也君 杉浦 武雄君

高瀬 傳君 竹内 俊吉君

内藤 友明君 長井 源君

南條 德男君 古川 文吉君

宮澤 鳩勇君 山手 滉男君

山本 勝市君 井上 良二君

有馬 煙武君 石野 久男君

神田 大作君 田万 廣文君

横錢 重吉君

出席國務大臣 大藏大臣 一萬田尙登君

出席政府委員 大藏事務次官 坊 秀男君

大藏事務官 佐藤 一郎君

大蔵事務官(主計局次長) 同(本名武君紹介)(第二一四五号)

大蔵事務官(主計局長) 同(田中正巳君紹介)(第二一二二号)

大蔵事務官(主計局長) 小熊 孝次君

正示啓次郎君 同(本名武君紹介)(第二〇四八号)

大蔵事務官(主計局長) 食糧府長官 小倉 武一君

委員外の出席者 大蔵事務官(國税局長) 泉 美之松君

大蔵事務官(國税局長) 小倉 武一君

専門員 植木 文也君

三月二十日

委員足立篤郎君、有馬英治君、遠藤

三郎君、中山榮一君、平野三郎君、

山手滿男君及び阿部五郎君辞任につ

き、その補欠として早稻田柳右エ

門君、宮澤嵐勇君、長井源君、南條

徳男君、小泉純也君、戸塚九一郎君

及び神田大作君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員小泉純也君、戸塚九一郎君、長

井源君、南條徳男君、宮澤嵐勇君及

び早稻田柳右エ門君辞任につき、そ

の補欠として平野三郎君、山手滿男

君、遠藤三郎君、中山榮一君、有馬

英治君及び足立篤郎君が議長の指名

で委員に選任された。

三月十九日

生命保険料の所得税控除額引上げに

関する請願外一件(南條徳男君紹介)

(第二〇四七号)

同(永井勝次郎君紹介)(第二〇六八号)

同(本名武君紹介)(第二一四五号)

旧国鉄共済組合年金改善に関する請

願(保科善四郎君紹介)(第二〇四八

号)

サーカスの入場税改正に関する請願

(小西寅松君紹介)(第二一三九号)

鋼鐵事務機等の免稅点引上げに関する請願(足鹿覺君紹介)(第二一四〇号)

コンバクト課稅最低限引上げに関する請願(足鹿覺君紹介)(第二一四一

号)

双眼鏡及びケースに対する物稅撤

廃に関する請願(足鹿覺君紹介)(第

二一四二号)

運動具に対する物稅撤廃に関する

請願(池田清志君紹介)(第二一四三

号)

不渡防止対策に関する請願(河野密

君紹介)(第二一四四号)

酒稅の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に関する請願(足

鹿覺君紹介)(第二一八二号)

の審査を本委員会に付託された。

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

相続稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

○足鹿委員長 これより会議を開きま

す。

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食

糧管理特別会計における資金の設置及

びこれに充てるための一般会計からさ

る繰入金に関する法律案及び厚生保険

特別会計法等の一部を改正する法律案

を一括して議題とし、質疑を続行いた

します。井上良二君。

○井上委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法に資金を設ける

法案に関連しまして、二、三質問を申

上げたいのですが、この法案によりま

ますと、食糧特別会計の運営を健全化

するために一般会計から百五十億円を

繰り入れる、こういうことであります。

それは、すでに三十二年度補正予

算で処置をした、ところがこの法的根

拠を法文化しなければならぬ重大な目

的を、運営の健全化というようななきわ

めて抽象的なことでほかしておりまし

て、終戦前からずっと今日まで続けて

参りました食糧管理特別会計が、今日

まで特別の資金ワクを持たずして運営し

たのに、さほど大きな支障を見ており

ません。ただ根本的には、私ども予算

委員会、農林委員会、また本委員会等でたびたび議論いたしております通り、國は今日なおかつ食糧統制をいたしておりますのであります。この食糧統制は、御存じの食管法によりまして食糧の統制をやつておる。これは國の食糧政策としてやつておる。しかるにこれに関連する一般行政費といふものは、ほとんど一般会計で負担をしておらぬ。たとえば國民に年間安定した価格で配給しなければならぬ義務を背負わされておる政府としましては、やはり出来秋をめがけまして、一時にこれを買い上げなければならない、そのため必要以上に集荷費、倉敷、金利費、輸送費、こういうものが非常にかさまつてきておる。これはもし自由競争、自由販売を一括して議題とし、質疑を続行いたします。井上良二君。

本日の会議に付した案件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食

糧管理特別会計における資金の設置及

びこれに充てるための一般会計からさ

る繰入金に関する法律案及び厚生保険

特別会計法等の一部を改正する法律案

を一括して議題とし、質疑を続行いた

します。井上良二君。

○井上委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法に資金を設ける

法案に関連しまして、二、三質問を申

上げたいのですが、この法案によりま

ますと、食糧特別会計の運営を健全化

するために一般会計から百五十億円を

繰り入れる、こういうことであります。

それは、すでに三十二年度補正予

算で処置をした、ところがこの法的根

拠を法文化しなければならぬ重大な目

的を、運営の健全化というようななきわ

めて抽象的なことでほかしておりまし

て、終戦前からずっと今日まで続けて

参りました食糧管理特別会計が、今日

まで特別の資金ワクを持たずして運営し

たのに、さほど大きな支障を見ており

ません。ただ根本的には、私ども予算

委員会、農林委員会、また本委員会等でたびたび議論いたしております通り、國は今日なおかつ食糧統制をいたしておりますのであります。この食糧統制は、御存じの食管法によりまして食糧の統制をやつておる。これは國の食糧政策としてやつておる。しかるにこれに関連する一般行政費といふものは、ほとんど一般会計で負担をしておらぬ。たとえば國民に年間安定した価格で配給しなければならぬ義務を背負わされておる政府としましては、やはり出来秋をめがけまして、一時にこれを買い上げなければならない、そのため必要以上に集荷費、倉敷、金利費、輸送費、こういうものが非常にかさまつてきておる。これはもし自由競争、自由販売を一括して議題とし、質疑を続行いたします。井上良二君。

本日の会議に付した案件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食

糧管理特別会計における資金の設置及

びこれに充てるための一般会計からさ

る繰入金に関する法律案及び厚生保険

特別会計法等の一部を改正する法律案

を一括して議題とし、質疑を続行いた

します。井上良二君。

○井上委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法に資金を設ける

法案に関連しまして、二、三質問を申

上げたいのですが、この法案によりま

ますと、食糧特別会計の運営を健全化

のために一般会計から百五十億円を

繰り入れる、こういうことであります。

それは、すでに三十二年度補正予

算で処置をした、ところがこの法的根

拠を法文化しなければならぬ重大な目

的を、運営の健全化というようななきわ

めて抽象的なことでほかしておりまし

て、終戦前からずっと今日まで続けて

参りました食糧管理特別会計が、今日

まで特別の資金ワクを持たずして運営し

たのに、さほど大きな支障を見ており

ません。ただ根本的には、私ども予算

委員会、農林委員会、また本委員会等でたびたび議論いたしております通り、國は今日なおかつ食糧統制をいたしておりますのであります。この食糧統制は、御存じの食管法によりまして食糧の統制をやつておる。これは國の食糧政策としてやつておる。しかるにこれに関連する一般行政費といふものは、ほとんど一般会計で負担をしておらぬ。たとえば國民に年間安定した価格で配給しなければならぬ義務を背負わされておる政府としましては、やはり出来秋をめがけまして、一時にこれを買い上げなければならない、そのため必要以上に集荷費、倉敷、金利費、輸送費、こういうものが非常にかさまつてきておる。これはもし自由競争、自由販売を一括して議題とし、質疑を続行いたします。井上良二君。

本日の会議に付した案件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食

糧管理特別会計における資金の設置及

びこれに充てるための一般会計からさ

る繰入金に関する法律案及び厚生保険

特別会計法等の一部を改正する法律案

を一括して議題とし、質疑を続行いた

します。井上良二君。

○井上委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法に資金を設ける

法案に関連しまして、二、三質問を申

上げたいのですが、この法案によりま

ますと、食糧特別会計の運営を健全化

のために一般会計から百五十億円を

繰り入れる、こういうことであります。

それは、すでに三十二年度補正予

算で処置をした、ところがこの法的根

拠を法文化しなければならぬ重大な目

的を、運営の健全化というようななきわ

めて抽象的なことでほかしておりまし

て、終戦前からずっと今日まで続けて

参りました食糧管理特別会計が、今日

まで特別の資金ワクを持たずして運営し

たのに、さほど大きな支障を見ており

ません。ただ根本的には、私ども予算

委員会、農林委員会、また本委員会等でたびたび議論いたしております通り、國は今日なおかつ食糧統制をいたしておりますのであります。この食糧統制は、御存じの食管法によりまして食糧の統制をやつておる。これは國の食糧政策としてやつておる。しかるにこれに関連する一般行政費といふものは、ほとんど一般会計で負担をしておらぬ。たとえば國民に年間安定した価格で配給しなければならぬ義務を背負わされておる政府としましては、やはり出来秋をめがけまして、一時にこれを買い上げなければならない、そのため必要以上に集荷費、倉敷、金利費、輸送費、こういうものが非常にかさまつてきておる。これはもし自由競争、自由販売を一括して議題とし、質疑を続行いたします。井上良二君。

本日の会議に付した案件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食

糧管理特別会計における資金の設置及

びこれに充てるための一般会計からさ

る繰入金に関する法律案及び厚生保険

特別会計法等の一部を改正する法律案

を一括して議題とし、質疑を続行いた

します。井上良二君。

○井上委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法に資金を設ける

法案に関連しまして、二、三質問を申

上げたいのですが、この法案によりま

ますと、食糧特別会計の運営を健全化

のために一般会計から百五十億円を

繰り入れる、こういうことであります。

それは、すでに三十二年度補正予

算で処置をした、ところがこの法的根

拠を法文化しなければならぬ重大な目

的を、運営の健全化というようななきわ

めて抽象的なことでほかしておりまし

て、終戦前からずっと今日まで続けて

参りました食糧管理特別会計が、今日

まで特別の資金ワクを持たずして運営し

たのに、さほど大きな支障を見ており

ません。ただ根本的には、私ども予算

委員会、農林委員会、また本委員会等でたびたび議論いたしております通り、國は今日なおかつ食糧統制をいたしておりますのであります。この食糧統制は、御存じの食管法によりまして食糧の統制をやつておる。これは國の食糧政策としてやつておる。しかるにこれに関連する一般行政費といふものは、ほとんど一般会計で負担をしておらぬ。たとえば國民に年間安定した価格で配給しなければならぬ義務を背負わされておる政府としましては、やはり出来秋をめがけまして、一時にこれを買い上げなければならない、そのため必要以上に集荷費、倉敷、金利費、輸送費、こういうものが非常にかさまつてきておる。これはもし自由競争、自由販売を一括して議題とし、質疑を続行いたします。井上良二君。

本日の会議に付した案件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、食

糧管理特別会計における資金の設置及

びこれに充てるための一般会計からさ

る繰入金に関する法律案及び厚生保険

特別会計法等の一部を改正する法律案

を一括して議題とし、質疑を続行いた

します。井上良二君。

○井上委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法に資金を設ける

法案に関連しまして、二、三質問を申

上げたいのですが、この法案によりま

ますと、食糧特別会計の運営を健全化

のために一般会計から百五十億円を

繰り入れる、こういうことであります。

それは、すでに三十二年度補正予

算で処置をした、ところがこの法的根

拠を法文化しなければならぬ重大な目

的を、運営の健全化というようななきわ

めて抽象的なことでほかしておりまし

に資金リクを設定する、かような全くその場の一人よがりの資金設定のこの法案は、ものの本質をわきまえぬつける力的なもので、なかなか簡単にそうはいかぬ。だから、根本的にただいま質問をいたしておりますように、食糧管理を国の行政として行なつていては、当然一般会計から負担すべき財政上の責任がある。それを何も負担せないでその負担する道はないと考えておりますか。これは大蔵大臣に聞かなければならぬところだけれども、おらぬ。坊政務次官に御答弁願います。

ここに資金設定の新しいかような制度を設けなければならぬか、その原因は、国の食糧行政として、国民経済の発展向上の上から必要だと、いうことで、食糧統制をやつておる。それなら当然国が食糧統制の行政費というものは負担すべきです。一度に買い上げて、これを安定した価格で配給しなければならぬために、自然に起る正常な経費というものは、当然これは国が一般会計から負担すべきだというのが、われわれの建前です。この建前が誤まつておるかどうかということをわれわれは聞いておる。われわれは誤まってないと思うから、それは一般会計で負担すべきだ、食糧会計でそんなむちやなことをすべきじゃない、そんなむちやなことをするから、運営が困難になつて赤字が出てくるのです。それを私は聞いておる。私の言うことは間違つておるか、そこを聞いておる。

おるのじやないのです。いわゆる食糧管理政策において、國の行政の上の責任を当然政府が持たなければならぬ、その行政費を負担してないといふところに問題がある。私が言うておる通り、年間一定価格で配給しなければならぬ責任が政府にある、一定量を配給しなければならぬ責任がある、そういううところから、出来秋を目がけて、一度に供出、集荷をさせなければならぬという非常な無理が行われるのです。そのため、集荷費であるとか、集荷奨励費であるとか、あるいは早場米奨励金であるとか、あるいはまた保管料、これに伴う金利、輸送料というものが余分にかかるのです。その余分にかかるものを食管会計の中の損益決算に入れて、そこで赤字が出たからと、いう形でですよ。だから、この根本の問題を解決せなければ、かねじやないか、というのが、わしの意見なのです。これは、事務的な問題とは違うのですよ、政治的にこれをどうするかといふ問題です。だから、あなたの所見を聞いておる。あなた一人で答弁ができるければ、大蔵大臣に相談して答弁する方から答弁させるというのでは、筋道が違うのじやないか。

に米を集荷するということで、いろいろの措置を講じたこともありますし、また早場米奨励金等も、そういう意味での措置であるといふやうな一面も持っております関係上、金利あるいは保管料という政府の負担になつてゐる部分が、間接統制なり自由のときに比べれば格段に多いということは御指摘の通りでございます。しかばその自由な場合、あるいは間接統制に比べまして、政府の負担になつてゐる金利、倉敷料は一般会計が負担すべきかどうかといふことになりますと、なお問題がございます。と申しますのは、これは簡単明瞭なことで、申し上げるほどのこともないのですが、自由であろうかと統制であろうかと、米は一どきでできるわけございまして、それを年間になくしそうにするわけでござりますから、その間の金利、倉敷料については、生産者か、消費者か、中間業者か、だれかが負担をしておるというわけでありまして、政府が一律的に負担しなければならないということには必ずしもならないわけでございます。従いまして、理屈上それは行政費であるといふうに割り切るわけにはなかなか参らはないかと思うでございます。それから金利などにつきましても、なるほど金利もその間かかるわけでございますが、一般的の金利に比べますと、政府の資金でやっておる関係上、特段に安い金利になつておりますけれども、その間の金利は、いわば国庫余裕金との関係もございまして、低い金利になつております。従いまして、政府がやつておるもので、特に高い金利を消費者に

かけておるわけではないといったよきに割り切るわけには参らないといふうに、まだ割り切れていないというふうに、現状でござります。この他の経費につきましても、一般会計か特別会計かという負担の問題については、論議になり得る、また当然論議すべき事項が、相当の金額のものであります。干ございます。しかし、性格は違いますが、されども、今申し上げましたよき相だといふうに割り切るわけには参らないのでござります。たとえば今運賃のお話も出ましたけれども、こわいままして、どうも一律的に一般会計を払は、それがやつても運賃はかかるのがござりますから、いろいろ御批判もござりますけれども、自由なり間接統制の時代に比べますれば、計画的な輸送をやつておるのでありますから、むしろ運賃だけをとつてみますれば、おそらく二重輸送なり、交錯輸送なり、あるいは二段輸送なりといったことが非常に省かれておりますので、この点は合理化されておるにもかかわらず、なお運賃部分について政府負担すべきことかどうかということになりますと、やはりこれは問題がございまして、なかなかコスト全体を全部消費者が当然負担すべきだということを刻々にやつて参ります。しからばと申しまして、食糧管理のことができないというのが現状でござりますことも、なかなか事実上困難でございますので、特別会計全体として合併

化に努めると同時に、やむを得ず出る赤字は、そのつど一般会計から繰り入れる、こういうようなことで処理する、これはおおむね從来そういうき方をしたわけでござりますが、今回その間に調整資金といふものを設けて、その間の関係を若干円滑にするというような工夫をこらして、今申しましたような、いろいろな見解の分れるところでござりますので、そういうふうな措置が適当ではないか、こういうような判断をいたしました。

○井上委員 私から特にこの問題をやましく取り上げますのは、この食糧管理法の第一条、目的に「本法ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」と

いうことが、原則的にはつきり打ち出されておる。このために、また国が今日までどれだけ食糧を確保して国民経済を安定向上してきたか、はかり知

れぬ大きなものがある。そのゆえに、國もまた食管の赤字は、そのつど一般

会計から繰り入れ補正をしてきておる

ということがござりますが、だから問題は、昭和二十年以来毎年今日まで、ほとんど赤字が出ておるといわれておるし、今年も出ておる。かような赤字が累積しておりますのに、根本的な食糧管理をやつておる国の行政上の責任

といふものは、最終的に何ら責任を負ういないというところに、私は問題があると思う、それをやつておかないから、いや米価が高過ぎるの、消費者価格が安過ぎるのということで、いつも問題がそこへしわ寄せされている。

どちらかが犠牲になつて、いつも問題がしほられてくるということに私はなりはせぬかと思う。そしてまた昭和二十年以来、資料によりますとほとんど

然増収がこれだけあるから、この自然

四年、二十五年、二十六年、この三カ

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

見返り資金の問題があり、その他それ

に類する資金設定の国家的ないいろいろ

な資金需要の要求はあつたわけあり

ます。ところがその当時何ら食管会計

においては、さのような資金需要の要求

がなかつた、それを本年突如としてか

がましく取り上げますのは、この食糧

管理法の第一条、目的に「本法ハ國民

食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル」

のは一体何ですか、法文上われわれは

それを一体どう理解していいのですか、

ははだその設置の目的というものが明確でないということを、私は言わ

ざいますが、そのおもなる目的という

ことは、法文上われわれは

予算の許された範囲内において繰り入

年だけが損失でないだけで、あとはほ

とんど毎年損失になつておる。かよう

な損失が累年続いておりますの

に、この場合は、一向こういう資金設

定の要求がされなかつた。すでに当時

</div

たのです。そうなつてくると、どいだら、ややこしいことになつてくる。ですか
ら、そんな説明をしたらえらいことになる。だから、われわれ法案を審議する
者の最も常識的な、便宜的な関係から申しますならば、何とあなた方が抗
弁をしましようとも、これはやはり三
十二年度の赤字九十六億二千八百万
円、三十三年度赤字四十二億八千八百
万円を大体めどにして資金設定がされ
ます。こう抽象的に逃げるだけでは
あって、本質はそこにある。従つて、
そういう赤字をめどにする資金設定な
らば、例年本委員会に精査を求めて参
ります通り、食管会計の赤字補てんに
一般会計から繰り入れをするといふあ
の法律で十分間に合うのです。これで
米を買わなければならない。一方にお
いて食糧証券の差行限度がとめられ、
あるいは食糧証券の需給がはなはだ円
滑にいかないから、そこで一般会計か
ら金を借りて、米を買う金にこれを使
おう、また運賃、倉庫料、金利等の支
払いにこれを充当いたします、こうい
う事態になつておるということなら
ば、私どもまた了解をいたします。し
かし、業務勘定あるいは米麦等の買入
入れ勘定等を見ましても、別に一つ大
きなにがない。從来と同じ経理のや
り方を追うてきているにすぎない。そ
うなりますと、この百五十億というう
のがことさらに他の勘定費目に充當さ
れていくとは考えられない。結局は、
帳じりの足らぬところへ埋め合せして
いく、そのやり方しかないじやありませ
せんか。そういうことなら、ことさら

こんな資金設定を必要とするなら、毎年不足を生じますことが予想されるこの特別会計においては、毎年一般会計から財政上の許す範囲をもって繰り入れるということを法文に明らかにしておく必要があります。当然のことではあります。それをせずにこんなふうにしたのでは、かえって屋上屋を重ね、百五十億をもうすでに決算前に繰り入れるということになれば、この調整勘定といふもののがいかに大きつてあるか、いかに大胆に計上されているか。初めから調整資金に所要の資金を与えて、その勘定をしてくれ、目当ての金はこへちゃんと渡しておくから――そんなうまい経理をするところはどこへ行つたつてありませんよ。そういうふうな行き方ですよ。これはいきませんよ。どうですか。

ところで決算上の損失を補てんするということをございますれば、予算上の措置だけで特別の法律は要らないわけでござりますが、決算を待つてやるといふことでございますと、その間相当時間を要するわけでございます。お話をありましたように、七月末になりましたして決算を大蔵省に提出するといふことに相なつておるのでござりますから、少くともその時分でないと決算は確定しない。予算措置を講ずるとすればその後になります。たまたまその時分は、国会がないときが通常でございますので、そういたしますと、損が出る年の一年近い期間を経た後に損の処理がやつとできることに相なりますて、そういう方法で処理する行き方では、必ずしも特別会計法といったましては健全なやり方ではないと思われるわけでござります。のみならず、法律上の基礎があるからと申しまして、計算上の損だからと申しまして、安易に埋めていくことともいかがかと考えられる節がござります。そういうわけで、あの附則の規定も、必ずしもその損失填補の方法としての原則をうたっているわけではないよう、規定の上からも見受けられるわけであります。従いまして、そういう規定に依存するよりは、できるだけ損が見込まれますればそれに見合う程度以上のものを資金としていただいておいて、それで、損が出た上で、その損を資金で処理できるというふうないき方にした方が、特別会計といたしましてもより健全ではないかというような今回の趣旨でございまして、お話をのように、しからばと申しまして、調整資金があるからといって、安易に損を出しまして調

整資金を取りにくずっというふうに考へておるわけでは毛頭ございません。
○井上委員 お急ぎのようですか、
一点だけで終ることにいたしますが、
問題は、百五十億という巨額が一般会
計から繰り入れられるということにな
りますと、何か別に大したことない
ように考へているかしりませんけれど
も、百五十億というのは、われわれ國
民の税金なのです。それだけの税金を
新しく徴収するということを考えたと
なりましたのでは、相当私どもとして
は、真剣にその用途、目的、結果とい
うものについて、あらゆる角度から検
討をしておく責任が負わされておるこ
とは当然であります。しかし、何かし
らえらく急ぎますものですから、私と
しては、これ以上質問はいたしません
が、ただこの法案が成立し、あるいは
予算が通過いたしましたならば、一体
すぐこの食管会計に入りますか。そう
して、入った場合に、食管会計はこの
金をどこへ保管をするのですか、中金
に置いておくのですか、どこへこの金
を置いておくのですか、その点を明ら
かに願いたい。

○横錢委員 補助金等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。横錢重吉君。

しかし、これは本来臨時特例というものは、一回だけに限るものである。これが二十六年以來、毎年々々ことしだけことしだけというようなことで過去世でおることは、非常に遺憾なことだと思います。これは行政のしりぬぐいを立法府が行なつていて、うなものであります。根本的に間違ったものでありますし、同時にまた、補助金を受けるところの受給機関に対して対策を立てさせることができない、その場当りの政策ということになるのであります。こういうような考え方に対しては、私どもは反対せざるを得ないわけであります。ここに反対の意思を表示いたしまして、討論を終ります。

〔賛成者起立〕

○足鹿委員長 起立多數。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

採決いたしました。本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

○足鹿委員長 起立多數。よつて、本正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改める資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案及び厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案の三法案につきましては、討論の通告がありませんので、直ちに終了することいたします。

ちに採決に入ることにいたします。採決いたします。三法案を原案の通り可決するご御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○足鹿委員長 御異議なしと認めます。よつて三法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

手続につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

のであり、いわゆる証券界のギャングとか、この背景をなす人をさして強盗とか、もつてしわれるのは、通常の行為でなく、非常に悪らつなる手段をつて三つほど行なって、三つとも

おる。そのことから、逆に売手が日歩が
を払わなければならぬ。そこで、一日
の日歩が五十銭という高利を払つてお
る。最近、これは少し話し合いがつ
て、十銭に下げたと聞いておるのでし
りますが、こちらは二つ五十五銭の宣

月十七日から千銭に引き下げるべきであるということを判断いたしまして、さような措置をとったわけであります。従つて、従来取引関係におきまして買方が相当の利益を得ておつたよな事態は、二つによつて是正されて

す。よって三法規案にしておも原案の
通り可決いたしました。
この際お詣りいたします。ただいま
議決いたしました食糧管理特別会計
法の一部を改正する法律案に対しまし
て、附帯決議を付したいと存じます。案
文を朗読いたします。
全議事録審査特別会計去り一部を改

正十

(案) 食糧管理特別会計に調整資金を設置する趣旨は、同会計の赤字を食糧証券の増発によつて洗ぐことを避け、同会計の運営の健全化を図るうとするにあるものであるから、今後とも同会計に調整資金を超過する赤字を生ずる事態が予見されるようなときには、財政事情の許す限り、あらかじめ一般会計からの同資金への繰入等必要な措置を講じ、調整資金設置の趣旨を没却することのないよう政府において十分善処せらるたい。

右決議する。
以上であります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○足利委員長 御異議なしと認めます。よって附帯決議を付することに決しました。
なおこの際お詫びいたします。ただいま可決いたしました四法律案に対する委員会報告書の作成並びに提出等の

○横井委員 現在取引停止になつておる状況は、横井産業がこれを買ひ占めて、その結果売手の方に実株がないため、ここに取引停止になつておるのだが、大体これは、現在の取引所の運営からいくと、合法的なものである、こういうふうに思うのであるが、一応この横井産業のやつておるやり方といふものは、従来の証券界に対して、非常重大な関心を持ちましてこれを重視いたしております。まず御質問につきましては、私は承知いたしまして、重大な関心を示しておる次第であります。

引所におきまして自主的にこれを解決すべきものと心得まして、その成り行きについて注視をいたしておるという次第でござります。

なお今日行われております行為が、いろいろな法令の見地からいって違法であるかどうかというふうな点につきましても、私どもいたしましては、目下のところ、これは一応法律のやらぬ内において行われておる、かように考えておる次第であります。

○**横井委員** 横井産業が東洋精糖の株を、私の知る限りでは百三十万株買いつとの関係に立つて、横井産業がこれを買って、金を積んで、株の要求をして

御指摘のよう東洋精糖の株につきまして、売方、買方との出合いが一致いたしませんために、売方が高い逆歩を負担して参りましたことは、御指摘の通りでございます。そこでこの占につきましては、最近、すなわち三日十七日でありますが、取引所におきましてこの日歩の歩合、レートにつきまして検討を加えた結果、従来の五十銭ということが適当ではない、これは三

○正示政府委員 先ほども申し上げた
したように、この事案につきましては、いわば業界の内部におきましては、特定の会社の取引の問題でございまして、あくまでも業界が自主的にことを解決していくことを、われわれは押待いたしております。ただ今横錢委員会が御指摘の増資の話、増資の計画等につきましても、われわれもこれを聞いております。伝えられるところによると、お話をのように、大体十億円

第一類第五号 大藏委員會議錄第二十号

当にいたしまして、新規の株の発行とうふうなことが解決の糸口になりますて、業界が今日いろいろと努力をいたしておりますところの、自主的な解決の方策もおのずからついてくるのではないか、こういうふうにわれわれとしては期待をいたしておりました。

○横越委員 この問題が合法的に行われて、しかも合法のワクの中においてこういうような、言うならばギャングに近いような方法で混乱が起るということは、決して望ましい状態ではないと思う。従つて、こういうような被害が合法のワク内で起るとしたならば、今日の取引の制度そのものに欠陥があるか、あるいはまたこの制度を継続なければならないとしたならば、こういうような行為に対しても何らかの規制行為、これが当局において、あるいは証券界において行われなければならぬいと思うのであります。この点に関しては、どういうふうにお考えでありますか。

○正示政府委員 御指摘の点につきましては、こういう具体的なケースが起りますたびに、われわれとしても重大な関心を示すという意味で、このことだけという意味ではございませんで、ここに信用取引制度というものの方、またはその運営の方法等につきまして十分検討の余地あり、こういう意味におきまして、われわれとしては重大な関心を持っておるわけでございまして、お話しの通り、この東洋精糖の株式を対象にいたしましての異常なる取

引関係というものはいろいろと問題を示唆いたしております。まずこの会社の資本金なし株数というのが、いわゆる信用取引の銘柄としては適当なものという判断のもとに上場されて参ったと思うのでござりますが、これに対しまして、昨年以来の取引の状況から見ますると、なお今お話を示唆しておるようだと思ふのであります。従いまして、将来の問題といたしましては、この信用取引のあり方、あるいは信用取引の対象としての株式の適格性というふうなことを判断いたします際に、こういう具体的な事例を参考にいたしまして、証券界またわれわれとしても、今後とも十分検討をしていかなければならぬ、こういうふうな一つの材料として、私はこの問題からもいろいろ研究をしてみたいといふふうに考えております。

かのところに例があったわけです。従つて、またこれをほのかの者がやろうとすればできる例もある。今日の信用取引の中においている大きな欠陥だと思うのです。従つて、この点は單に今のような点で逃げるだけでなしに、信用取引の現在の方法に対して、もしかいうギャンブルが現われた場合にはどう処置すべきかということは、これほど欠陥がある以上は、もう制度化しておかなければいかぬと思うのであります。この点に関して、一つ十分御検討をいただきたい。なおかつ、この問題がさらにまだ解決がつかないような見通しがあつたならば、これは大臣勧告を出してでも強行して、取引を正常にするための方法を一日も早くとるべきではないかということを申し上げて、この点、打ち切つておきます。

かということは、なかなか重要な問題でございまして、結論的に申し上げますれば、ただいま一部世上でいわれておりますように、これらを相対肩をするものといいますが、同じよう扱うべきものというようには、必ずしも私どもは考えておりません。つまり両者の中では一番担税力の強い性質のものであります。ただ資本蓄積の必要というようなことから、特に戦後の混乱期、資本が非常に欠陥した時代には、特別な手を打つという意味でいろいろな特別措置がとられてきて、現在もまだ特別措置が残存しているということをございます。利子と配当では、やはり配当の方が利子よりももつと総合課税、そしてきちんと負担をはかつて公平にかけなければならぬという要請がより強い、利子にもそれがあるわけであります。一般の所得に比べればさらに強くあるわけですが、どちらかというと、そういう感触で私どもは見ております。従いまして、資料提出限度の五千円、一万円の問題でありますか、これを動かすかどうかという問題は、確かに情勢が變つて参りますれば、何も配当を優遇しようとかいうことではなくて、あまりにこまかいものは処置しない、かたがた配当控除という制度もありますし、実益も实际上ないといふようなことから行われておる省略限度でありますから、それらの事実にかんがみて、それらの条件が變つて参りますので、検討はしようと思つております。ただ御案内の通り、これは一

年分の年にについて、翌年の一月に調書を出してもらうということになつておりますので、国会会期中あるいは年度末までに処置せなければならぬということではございませんので、十分資料をそろえて検討いたしました上で、結論を出したいたと思っております。

○横議委員 これは、今私申し上げますと、したように、諸般のものが免税点の引き上げに向つておりますし、その他のものもまた上つておる状況であるし、財團組合法によると、非課税の限度が、制定当時においては十万円であつたのが、倍の二十万円に上つておる、かつまたこれがさらに三十万円にまで上ろう、こういうような情勢であるので、それらの点に関しててもあわせて考慮されるべきではないか。今の点では、すぐやるというふうにも見えないが、やはり考慮の対象となるという点について、強く色合いが出ておると思ひますが、さらにもう少しこの点に関して検討しておる内容を、一つお聞かせいただきたい。

○原(純)政府委員 ただいま申しまして、たゞ、これは措置するといたしますとしても、来年一月に資料提出の時期が来る、そのときに間に合うよう措置すればいいということなので、ただいままづ今までの資料を整理いたしておりますが、何分いろいろお願ひいたしております法案類、またそれに伴う政令の案というようなことに追われまして、ただいままだ取りまとめて申上げるほどのところまで参つておりますので、しばらく時間をいただいて、後刻適当なときに申し上げたいと思います。

農業所得の課税について、来年度の税収見込みに対して、特に引き上げるような考え方を持つていいかどうか。
これは、先日私が賀志野の開拓団に行きましたときに、農業の課税反当が年々ふえてきておる。農業収入というものは、御承知のようにほとんどあえていないし、昨年などは、野菜の大暴落でひどい目にあっておる。にもかかわらず、前々年においては、開拓団でありましたが、一反の見積りが九千円と見積られておる、昨年はこれが一万四千円に上った、来年度はこれが一万七千円に上るという内示があつたのです。こういうように、実際の收入は見えないのに税収見込みだけがあえてかけ上ってくるということは、單にこの開拓団だけでなしに、その他のところにも適用される問題だと思うのです。こういうふうな考えが大蔵省の中にあるとするならば、重大な問題だと思うのですが、この点に関して、どう考えられますか。

○横錢委員 時間がないので、この問題はもう少し時間かけてやらなければならぬし、また主税局長では、課税面などちょっと無理な点もありますので、いずれ国税庁長官を呼んでやりたいと思いますから、一応この辺を打ち切つておきます。

○足鹿委員長 この際暫時休憩いたします。

け軽くなるように、販売価格の方で、
価格改訂の際考慮を願いたいという要
望を、数回にわたって、執拗でござい
ますけれども、きわめて重要でござい
ますから、念には念を入れて御質問をいたしました。そこで、政府の方でも
いろいろ業界の実態やその他を検討されまして、よいよ国会の本案審議と
相関連しまして、衆参両案で本案が成
立しました場合は、当然四月一日から
新しく価格改訂を行われるという準備
をどんどん進めておるようになつてお
ります。そこで、昨日も当面の責任者たる主税局長にこの間の事情を質問
をいたしてみましたが、まだその点が明確でございません。大藏大臣
といたしましては、もうあとで御存じの
通り一週ないし二週後に控えております
して、われわれも、実際政府の態度いか
かんによると態度をきめなければなら
ぬ段階にきておりますから、この際、
政府の方で明確に、私どもが主張いた
しております通り、減税率がそのまま
小売改訂価格となつて改訂されますや
いなや、それとも一部新聞が報道いた
ております通り、清酒二級酒において
は二十円小売価格を引き下げる、それか
ら合算清酒においては十八円のところを
十五円しか引き下げない、それから
いうことが報道されています。これ
は、減税に名をかつて、製造メーカー
の利益を擁護する最も露骨な現われで
あります。先般大蔵大臣に質問いたし
ました以来、相当日もたつてお

りますから、大臣としましても、十分関係方面とそれぞれ御検討されていることと思いますので、この際、率直に御意見を承わりたいと思います。

○**萬田國務大臣** 今回減税の対象となりまする酒類の小売価格につきましては、今事務当局に慎重に検討されております。私の考えとしては、今回の減税は、やはりこういう酒類を嗜好する大衆の負担をできるだけ軽くするというのが趣旨でありますから、従いまして、税の負担が軽くなるだけできるだけこの価格を下げるようという方針を私は授けております。若干の問題があると思いますが、幸いに私の承知している限りでは、しょうちゃん等におきましても、一時澱粉が非常に高く、それらの点もよほど緩和しておりますので、御趣旨に沿うことができるのではないかどうかと思つておりますが、この点は、なお事務当局に検討させておきます。私そのきまつた報告にまだ接しておりませんが、方針は、こういうふうな方針を授けております。

○**井上委員** ちょうど大臣昨日こちらの方にお見えになりませんから……。政府がメーカー側の要望をいれて、生産費を採算の合う価格に改訂をしてやりたいというその気持は、一応私どもも了といたしますけれども、しかし政府が出してきております生産費計算は、はなはだ疑問の点が多く、十分検討いたしませんと、消費者大衆が納得してくれる生産者原価と、私ども要当的にこれを承認するわけに参りません。最も私どもが遺憾に存じますの

は、醸造されております清酒及び合味
ショウチュウにおきまして、製造能力
非常に少い、また市場に非常に名前の
売れていない、どちらかといいますと
弱小メーカーの醸造しました酒が、宣
価を切つてどんどん市場に販売され
消費者に直売されておる、その直売石
数が百万石以上に達しておる。さらによ
また委託醸造なるものを盛んに行なはれ
まして、委託醸造の石当りの醸造代が、
大体六、七千円というところになつてお
るのです。これを一升当りの原料費だけでも、
直していきますと四、五十円にしかなり
りません。しかるに政府が出してきて
おります一升当りの原料費だけでも、
百円前後についておるのであります
て、二級酒において八十一円、一般酒
において九十七円、特級酒において百
六円、こういう数字が出ておる、その
間非常に大きな開きがある。一方どく
どん市場に直売をして投げ売りをして
おる。それで、どこの酒屋もつぶれな
といふ話は聞かない。反対に、われわれ
の耳に入つてくるところによりますと、
委託醸造をやりまして、かりに石
七千円で請け負わせたといたしま
ても、政府が申します三百石が最低の
醸造の引き合う経営規模だといふこと
から計算をいたしましても、委託醸造
をさせただけで年間二百十万元がそ
ままあとろに入つてくる、こういふ状
態になつてゐる。そういうことがか
ら言ふと、まことに不安な要素がな
さん出てきます。そういうことが十八
説明されず、メーカーの言うことを
そのまま、原料高だ。労賃の値上がり
逆算していくと、酒屋さんといふ
ものは、一体どうやり方をしてお
るのであらうか、私ども消費者の方々
のまま、原料高だ。労賃の値上がり

だ、その他一般管理費の引上げなどいふことは、せつかく減税を期待して、減税されたら少しでも安い酒が飲めるということで淡い希望を持つております一般消費者大衆を、裏切ることもはなはだしいことになりますから、業者側が主張いたします原料高による製品安ということであるならば、それは別途に業者代表、あるいは学識経験者、または消費者代表を加えました総合的な原価計算算定の特別委員会でも作りまして、ここで十分消費者の納得する合理的な価格を算定すべき機関を設けるべきである。そういうことをしないで、いきなりそれをやる場合には、何も国会の承認を得ないでもいいから、あるいは法律的な措置は要らないから、国税長官か大蔵大臣が知りませんけれども、行政措置で勝手に値段を上げたり下げたりする、そういうことをされたのはたまたまではございません。これは、原価計算のいろいろな検討の結果、さような結論を出しているのですから、この際、私はただいま申し上げます通り、業者側の主張を全然無視するわけではございませんが、いろいろ異議の点が多いのでありますから、合理的に国民一般が納得するところに新しい酒の価格をきめためには、メーカー、学識経験者、消費者代表をもつて価格設定の委員会を作られたらどうかと思いますが、大蔵大臣は、どうお考えになりますか。

それを無批判に取り上げるということ、毛頭ありません。そういうような訴えがあればあるほど、製造業者の実際のいろいろな客観的条件を十分見きわめて、合理的に価格決定をいたすつもりでありますて、その点も、事務当局に厳しく申し渡しております。

源になつておりますから、一兆円の税収のうちの実に二割を占めておるのでありますから、われわれ国民としては、相当大きな負担になつておりますので、簡単に見のがしては大へんです。よ、大藏大臣。

それから特に申し上げておきますが、私は何がゆえにこの問題をやがましく取り上げておるかと申しますと、とかく世間はうるそいございまして、たとえばしょうゆうで、今度五円方メー カー側に肩がわりを認めてやる、減税のうちから五円方認める。合成酒では、三円方認めるということがいわれておる。それで、この總石数一本年しようちゅうの生産石数百四十五万六千石ですか、これにかりに五円掛けました場合一百四十五万六千石が、今一度五円方実に入りがよくなりませぬ。そのうち何割かを今度の選舉資金に献金するというようなことがうわざされておる。そういうことがうわざされただけでも、私ども不愉快でならぬですよ。また業者にとつても、はなはだ迷惑であると思う。ですから、この際私には、減税はあくまですなおにそのままのままである。原価計算その他でどうしても上げやらなければならぬのなら、それは別の機会に、別個に国民を納得させせる資料をそろえて価格改訂をやつたらいい、私は別個にやつてしまひたいたい、その点は、特に強調しておきたいと思います。従つて、私が今伺つておりますのは、これらの価格形成を積み上げてきましたのは、検討された機關では、どういう機關でやられておるのか。それから、この私どもの委員会に

○一萬田國務大臣　今の御質問のうち検討の結果お出しになつたか、これを御答弁願いたい。

で、たとえば政治資金云々というふうな、そういうことがあるようなことは、私は毛頭考えておりませんが、しかし、御趣旨の点については、こもともと思ひます。

この酒類の価格決定の手続につきましては、今主税局長から詳しく述べさせることにいたします。

○原(純)政府委員　酒類のマル公は、物価統制令に基きまして、大藏省告示で指定をいたしております。ちなみにそれがの基礎——お手元に差し上げました資料にも、毎年の例が出ておりますが、基礎は何かということになりますが、これは、毎年々々こまかく実態調査をするというわけには参りませんので、ある時期に相当大がかりな調査をいたしましたして、それをもとにしてその後の変動を加えていく。もちろん変動を加える際にいろいろな方面からのサイド・チェックをやるというようなことをいたしております。今のは、たしか二十七酒造年度ですから、二十七年十月から二十八年九月までの年度であります。が、この年度に相当詳しい調べをやつたのです。その後毎年補完的な調査をいたしておりますが、その補完的な調査と、それから当時のいろいろな価格構成諸要素の値上り、値下り、たとえば燃料であれば、燃料が何%上った、下った、劣質はどうだといふようなことを調整いたしまして、改訂を行なつております。もちろんこの改訂につきましては、少しでも動はせば動かすということをするわけにも參

参った場合に、上げたり下げたりする場合が出て、いろいろな委員会、あるいは各方面的意見を聞くことももちろん必要で、私どもあらゆる機会にそれはできるだけ努力してやつておるつもりであります。が、実際に申しまして、生産者は生産者で、なるべく高く売させてくれ、卸は卸で、卸のマージンをふやしてほしい、特に戦時中卸、小売のマージンは相当きつく、縛つてあったというようなこともありますので、昔のマージン率を戻してくれというような要求が、卸売から特に強く出でております。それから自由な時代にだんだんなつてくまで、につれまして、ある程度調整をする、つまりマージン率は、非常にきついた形でよりも若干ずつは上げてきてはおります。そういうことはいたしておりましたが、二十八年の基礎数字で毎年の調整を加えて、かつ各業界、あるいは消費者の声、というようなものをいろいろ考えて、政府としての判断で最後は認めます。きめる機関は、御案内の通り、主として国税庁が作業をいたしまして、主税局もこの告示に載せます関係で、それに協力して検討を加えておられます。という状態でございます。

とやう的いて祝る保しをう相調まり時代の小にこよみ見るりする

で操作いたしておるのですか。私の伺っているのは、たとえば、酒類組合の方の意見はどうであるか、あるいは学識経験者の関係の、たとえばあなた方のお持ちになつております税制調査会の専門委員の人々の意見を聞くとか、全体的に各方面的意見を総合した結果、実際の基礎的数字はこれであるけれども、さうに専門家及び各方面の意見を総合した結果こうなるといふことの方が妥当性がありはせぬか。でないと、あなた方が全く独創的に、一方的にきめておるということになりますと、政治的圧力が加わりましたら、非常に危険なきめ方にならぬとも申されません。物価統制令によつてきめておるのは、何ら法的根拠を要していないのですから、これは非常に危険が起つてくる。今度の大蔵大臣は酒屋でありますまんし、酒屋の親戚もないと思ひますが、前の大蔵大臣の中には、自分の生家は酒屋であり、また自分はかつて酒屋組合の方にいろいろ御協力をされておるという実績のある人もあります。そういうことになつてくると、大蔵大臣の意向一つでどちらへでも価格が動くようなやり方をされたのでは、たゞつたものじやありません。ですから、少くとも國民が納得し、消費者が納得し得る最も厳正、公正な価格設定機関を設けるべきだ、こう考えますか、大蔵大臣の御所見はいかがですか。

にも、さらにもた国民生活の上にも重大な影響を持つておる点においては、私も異論がないのであります。従いまして、いかにすれば最も合理的な、かつ妥当な価格形成ができるかという点について、今までのやり方について、私は十分な検討と研究を加えてみることを申し上げておきます。

税局長から答弁させます。

○原(純)政府委員 これは、四月一日に減税がされる。そうすると、そのときに公定価格を変えなければならぬ。そのときに、他の要素も考えて変えるべきことだと思います。そのぎりぎりのまぎわに閣議決定されると、いろいろな意見で、きょうすぐとかなんとか言われることできないと思いますが、新年度のための閣議は、官報登載の関係もあって、おそらく二十八日の閣議が最後ではないかと思う。どうも問題のところが非常にむづかしいので、最後の閣議になるのじゃなからうかというふうに私はただいま考えております。

○井上委員 私の聞いておりますのは、閣議決定によって効力を発生した手段取りになりましょうが、委員会として、この問題が明確になりませんと、この酒税法をこのまま通すわけには参らぬという立場になつていいのです。そこで、局長も昨日何とか業界の方ともいろいろ打ち合せして、できだけさよなにならぬように何とか努力してみたいという話もあるわけですから、それらの点を私ども聞いているのです。そうしないと、審査がかかるてしまつて、参議院の方の審議がこの年度内にできないことになつたのです。四月一日から実施にならないのです。だから、あなた方は来週なら話がわかるのじゃないか、私は絶対にそうせらるいという確約をここで要求しているんじゃない。いずれであらうとも、最終

結論をいつ出しててくれるかということによつて、こつちの法案審議を促進する必要がありますから、それを伺つておきます。その手続を一つ。

○原(純)政府委員 御質問の御趣旨に超えておきたいと思いますが、一方税以外のコストはどれだけ上るか、下るか。今度は下るものはないと思ひますが、上るのはしようぢやうは幾ら、何は幾らということを、最後にきまる際ははつきり申し上げらるると思ひます。なお製造者価格がそこからいうふうに変るのに従つて、卸、小売、マージンはどうするということもはきり申し上げます。ただマル公の決定は、政府の告示におみだねになつておるわけで、私ども最後のマル公がなられなければ法案は通さぬと言われますと、これから酒税法はまた何度か改正がありますが、衆議院は三月十日上げたいというような場合に、そういう時期にマル公を発表するということは、どうもよろしくない。これは、問題が接税の税率改正自体でも問題がありましたが、マル公といふものは、きめたたまほのなにができます。そういうような日からやるといふうにやりませんと、いろいろな思惑が起り、変な事のなにができます。そういうふうな接税の税率改正自体でも問題がありますから、御趣旨はよくわからぬのですが、きちっとした数字は、閣議で決定して、世の中に出す際に出しますが、業界が、消費者の利益をできるだけありますから、おつしやつておられるお持は、非常によくわかるので、実はこういう際に、消費者の利益を表して強く言われるという方が割少い。業界が、製造者は製造者で、それのところは上げてくれ、卸、小売

すと冒頭で幾度かの意見に對する改めての見解を述べておるが、その中で井上委員の意見は、おれのマージンはふやしてくれとは來ないのです。来ないけれども、私どもとしてはまだそれを忘れちゃいかぬと常々感じておるところが、それで、全然同感。そういう気持を深く含んでやらないと、おっしゃるようになりますが、業界に引っぱり回されるというふうなことになると思っておりますから、そこは、十分氣をつけていくつもありますが、ただいま申し上げましたような事由で、マル公が幾らにならうなどということを事前にはつきり言えども、どうぞこかんべん願つて、大体において、こういう氣持でこんなふうなというような、少し隔靴搔痒であるといふことは、その辺のところで一つごかんべんを願いたいと思います。

○井上委員 大臣が他の用事で急いでおられるようでございますから、もう二点だけで終つておきます。その一つは、たゞいま局長からお話をございましたように、今度の価格改訂に関連して、卸、小売の価格が自動的に變るようだ、こういう御意見のようでございますが、これは、どうも私どもから考へると納得ができないのです。といふことは、何やら酒の小売価格が、たゞ二級酒の場合は五百五円だから、その一割の場合は五十五銭になりますが、その見当でつけてあるのだから、これが四百八十五円になれば、当然四十八円になるのだ、こういうふう

に何か歩合口銭になつてゐるようないmageのはじき出しといふものはない。これは妥当じゃないのです。酒税の統制をしておるのは、税金を確保するといふ点よりないのであるから、米が統制されているとかなんとかいうのは、それはつけたしであつて、ほんとうは非常に大きな税収源になつております。酒税を何とか滞らさぬで、確實に国家へ納めてもらおう、そのためには、酒を製造から小売まで国家の手で認可、許可した方がいい、こういう建議でやつておるのでございましょう。

そうして、その酒税を一番大きく補捉され、正確に押えられるところは小売の段階です。小売の人々が、酒税の全額を集金しておるにすぎない。小売ができない。結局は、小売段階が税の徴収の一一番重要な最先端の役割を果しておる。そこで一定の小売店舗としての経営を、これから先、たとえば千軒にしますが、あるいは二千軒にしますかわかりませんが、その小売店舗としての経営の規模といふものがおそらくある。その規模によつて、この店舗は、どのくらいのものを売らせれば大体どうなる、だからこれが妥当だという経営規模なり販売規模に応じましてのマージンが確立しておるということならいいけれども、価格に右へならえということでお口銭をつけたるのだから、価格が安くなければ口銭が少くなるのだといふ、ここの場合だけは商業利潤でございましる。そうして、原価の方にいくと違う、こういうことになつておつて、まことにどうも厄介な説明でございまし

て、われわれとしては、ふに落ちないところが多いのですから、私どもすなはちおに——一番重要な国税徴収の最先端の任務を小売商が背負つておりますから、そこらをあまりに卸でありますから、そこらをあまりに機械的にものを考えず、今日の労働事情、今日の中小企業の事情といふものを全体的にお考え願つて、許可、認可の仕事であるから、その点では相当保護されておるといえぬことはあります。せんが、そういう総合的な見地からこそ問題は検討さるべきであつて、機械的にこの問題を取り扱わるべきではない、こう考へますが、いかがでござりますか。

ずっと年米マージンの率は上げてきております。現在御が六、七%，それから小売が一%か一二、三%というようなところになつておますが、大体他の食料品などと比べてまだいぶ御不満があり、ごもっともだとは思いませんが、非常にかけ離れてどうにもならぬということもない。大体酒類は、取扱いの金額も多いですから、利益の総額は割合に多いというようなことにもなつて來ております。そこで、今回もそういう意味で、御、小売のマージンの率の調整というのは、まだ完全にはできていないというようなことから、御、小売も、先ほどお話しのように、率を全然動かさないで、下つただけは割合で下げてしまうと、今までのことにもできないのじやないか。ただ仕入値が下つてもマージンを下げないと、マージンの率は逆に上つてくるわけですね。それで、ある程度率は上るにしても、絶対額でマージンが全然下らないということにいくべきかどうかと、いうのは、だいぶ疑問じゃないかといふうに考えております。大体今までの経緯もいろいろ考え、他の食料品との関係、戦前との関係、いろいろ考えて結論を出したいたと考えておるわけであります。御意見の点は、十分含んで慎重に考えたいと思っております。

る、これは、普通の商品を扱っている場合はそうでございましょう。ところが、政府から税金というものを完全に捕捉しなければならぬという任務を負わされて、これは、実は酒が完全に数量が確保されておる、もし途中でそれを割つたり、あるいはなくしたりしました場合は、それだけ自己負担をしなければならぬ、税金は立てかえなければならぬ、こういうことになつておる。この税金を負けてくれるといふことはまた話は別だ。ところが卸、小売の段階における藏出し後の数量に対しては、完全に確保されておつて、途中で損耗が出ても、それは全部責任を負わされておる、こういうことになつて、税金が安くなつていくんだ、税金が安くなるという問題は、これは国民の、消費者の負担が軽くなるのであつて、それがために、卸、小売がそばづえを食つて迷惑になるということになつてきたり、今度は全国の卸小売屋は、減税ということになった場合は、赤旗を立てて反対に来ますよ。自分のマージンが削減されますからね。そうなりますと、これはえらいことになつてしまつて、ついにわれわれとしては、卸、小売のマージンの算出におきましても、やはり公正な検討をされて、消費者及び業者が納得する適正なマージンを十分に撒廻しろという運動をやらなければならぬことになつてしまつ。そういうことも考えられますから、この卸、小売

御検討されたいという強い希望を、私は申し上げておきます。

最後に、ビールの問題でございますが、これは、私いろいろ検討いたしておりますけれども、現在ビールは、原価が一本について二十三円六十銭ぐらいにしかついていない。これを一升に直すと、七十円くらいについておる。これを課税の対象からいきますと、ビールは五六%二の課税がされておりますから、その上にあります清酒一級五八%七、これのなにから見ますと、工場の原価、つまり原価が百七十九円についておる、この清酒一級酒は、それから考えてみても、いかに高いか。ビールの中身が安くして、しかもビールのアルコール分は、たしかあれは四度じやないかと思つていますが、もつと高いのですか、私よくわかりませんがたしか四度か六度くらいだと考えておりますが、お酒は、御承知の通り十五度から十六度が通り相場ということになつておる。そうすると、お酒の半分にも達しないアルコール分をもつて、あとはほとんど水を売つておる、水に税金をかけておる。極端にいえばそういうことなのです。それで、大衆には、これは大衆酒ではなくて、上等酒として減税の対象からはざされてしまう。これは、農村の方ならば、御承知の通りしようちゅうなり、または大衆には、これは大衆酒ではなくて、上等酒として減税の対象からはざされる、何とか安い酒で適当にやつていきますけれども、都市の働く大衆は、これから夏になつてきますと、やはりどぶ酒なり、それぞれございますかビールを非常に愛好いたします。わきの慰安娛樂の手つとり早い機関がそうまくございませんから、どうしてもやはり自分の肉体的疲労を回復する最も

手つとり早い嗜好品として、このビールが最も愛用されるのであります。そういうゆえんから、このビールを何とかしてもっと引き下げる必要があるのです。そういう意味合いで、私の方の党からは、御承知の通りビールの税制改正の案を出しておるのであります。私が、私どもの考え方では、現在、三十二年度の政府のビールの醸造の実績を調べてみますと三百四万石、それが本年度は三百二十万石、約十六万石の増を見込んでおります。この調子で、もし私どもが主張いたします通り、ビール一本の中身価格百円という最も大衆が買いやすい価格に引き下げますと、私どもの計算によりますと、さつと三百七十万石くらい売れ行きが自然に伸びる、こういう計算を実は立てておるのであります。そうしますと、それだけ売れ行き増になりますから、従つて、減税をいたしましても、直接今年度の予算に減収となつて現われてこない、こういう計算を立てておるのであります。そういう見当から、いま一応政府当局では、都市の働く大衆の夏期に多く愛用されるこのビールを、何とか他の清酒、しょうちゅう、合成酒と同様の取扱いを何で一体していただけないのか、もうそんな余地は考へてないのか。もし考へてないとするならば、来年度の税制改正の場合に、この問題について、政府の方に十分検討する余地があるのかないのか、この二点について、一つ大蔵大臣から明快な御答弁を求めたいと思います。

○一 萩原國務大臣 ビールを今回の減税の対象として、そうして今のお話のように、その値段を下げるということ、これは、私は一応やはりむろん考えら

れることで、そのこと自体に必ずしも不賛成ではないのであります。しかかもっと引き下げる必要があるのです。そういう意味合いで、私の方の党からは、御承知の通りビールの税制改正の案を出しておるのであります。私が、私どもの考え方では、現在、三十二年度の政府のビールの醸造の実績を調べてみますと三百四万石、それが本年度は三百二十万石、約十六万石の増を見込んでおります。この調子で、もし私どもが主張いたします通り、ビール一本の中身価格百円という最も大衆が買いやすい価格に引き下げますと、私どもの計算によりますと、さつと三百七十万石くらい売れ行きが自然に伸びる、こういう計算を実は立てておるのであります。そうしますと、それだけ売れ行き増になりますから、従つて、減税をいたしましても、直接今年度の予算に減収となつて現われてこない、こういう計算を立てておるのであります。そういう見当から、いま一応政府当局では、都市の働く大衆の夏期に多く愛用されるこのビールを、何とか他の清酒、しょうちゅう、合成酒と同様の取扱いを何で一体していただけないのか、もうそんな余地は考へてないのか。もし考へてないとするならば、来年度の税制改正の場合に、この問題について、政府の方に十分検討する余地があるのかないのか、この二点について、一つ大蔵大臣から明快な御答弁を求めたいと思います。

○一 萩原國務大臣 ビールを今回の減税の対象として、そうして今のお話のように、その値段を下げるということ、これは、私は一応やはりむろん考えら

れることで、そのこと自体に必ずしも不賛成ではないのであります。しかし、今回の税制改革は、主として、これがいろいろな見方がありますが、低額所得者の方々のたしなむ酒類、こういうことに限定したいと思います。ビールも低額所得者がもちろん飲むのであります。しかし、これは、何さま販路も広くあり、各層の人方が嗜好する、こういうふうな関係もありますので、今回は減税の対象からはずしたのであります。しかし、今はお説のように、熱心な御意見もありますので、来年度の間接税等の全般の検討を加える際におきましては、私は特に取り上げて検討を加えたい、かのように考へています。

○藤枝委員長代理 次会は来たる二月五日前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後五時散会

〔参照〕

補助金等の臨時特例等に関する法律

の一部を改正する法律案（内閣提出

第一四号）に関する報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案（内閣提出第一五号）に関

する報告書

食糧管理特別会計における資金の設

置及びこれに充てるための一般会計

からする繰入金に関する法律案（内

閣提出第一六号）に関する報告書

厚生保険特別会計法等の一部を改正す

る法律案（内閣提出第八二号）に関

する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十五日印刷

昭和三十三年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局